

委託契約書

徳島市（以下「甲」という。）と＜契約相手先＞（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（主記）

第1条 甲は、別紙仕様書に基づくキャッシュレス機能付き POS レジ導入業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 前項の仕様書に定めのない事項については、甲の指示するところによるものとする。

3 乙は信義に従い、誠実に委託業務を履行するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（報告・検査）

第3条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく委託業務の成果について書面により甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、委託業務の成果が本契約の各条項に適合しているか否かを検査するものとする。

3 乙は、前項の検査の結果、委託業務について補正を命じられたときは、遅滞なく乙の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託料）

第4条 甲は、前条の検査に合格した委託業務について、委託料を支払う。

2 委託料は、金@, @@@, @@@円（うち消費税及び地方消費税の額XX, XXX円）とする。

3 委託料の支払いは本委託業務の完了後とし、甲は、乙の請求に基づき30日以内に前項に定める金額を、乙の指定する金融機関の乙名義口座に振り込むものとする。

（委託業務内容の変更）

第5条 甲は、必要と認める場合は、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、委託料の変更を要するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ又はこの契約に基づいて生じる一切の権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（要員の指揮命令）

第7条 乙は、乙の要員の業務遂行に関する指示、企業秩序の維持確保に関する一切の指揮命令は乙の指揮命令者がこれを行うものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、委託業務の実施にあたり、直接又は間接に知り得た甲又は第三者の秘密を

一切他に漏らしてはならない。この契約終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めたときは、催告なしにいつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、第2条に規定する委託期間中に乙が委託業務を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) この契約の履行に際し、不正な行為があったとき。
- (3) この契約の条項に違反したとき。
- (4) 受託者としての資格を欠いたとき。
- (5) 別記1「個人情報取扱特記事項」に違反したとき。
- (6) 別記2「徳島市暴力団等排除条項」第1項に該当するとき。
- (7) この契約の履行に際し、甲の係員の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。

2 前項の規定にかかわらず、この契約を解除する必要が生じたときは、甲・乙協議してこの契約を解除することができる。

3 甲は第1項の規定により本契約を解除した場合において、乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第11条 乙は、次の各号の一に該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第11条に定めるところにより、この契約が解除された場合において、甲に損害が生じたとき。

(契約の負担)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約について訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(定めのない事項等)

第14条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市

上記代表者 徳島市長 遠 藤 彰 良

乙 <本社住所>

<本社名>

<代表者役職>

<代表者氏名>

上記代理人

<代理人住所>

<代理人事業所名>

<代理人役職>

<代理人氏名>

別記1 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務従事者への通知)

第5 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(個人情報の目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自らがを行い、第三者にその取扱を委託してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後ただちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(書面による承諾)

第11 個人情報取扱特記事項による甲が乙にする承諾は、書面によるものとする。

別記 2

徳島市暴力団等排除条項

(契約の解除)

1 発注者は、契約の相手方（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(語句の解釈)

2 この排除条項に記す語句は、徳島市暴力団等排除措置要綱及び徳島市暴力団等排除措置要綱に関する運用基準に記載されているとおり解釈するものとする。